

国家公務員(非常勤職員)等の休暇等

参考資料4

令和4年10月1日現在

国家公務員(非常勤職員)

地方公務員に適用される休暇等に係る労働基準法等の規定

		非常勤職員	有給 無給	根拠規定			民間	関係法令
年次休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)	有	人規15-15第3条	年次有給休暇		10日以内(6月間の継続勤務経過後に、勤務形態等に応じて原則付与)	労基法第39条
年次休暇以外の休暇	公民権行使	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第1号	公民権行使		必要な期間	労基法第7条
	官公署出頭	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第2号	官公署出頭		必要な期間	労基法第7条
	現住居の滅失等	連続7日の範囲内の期間	有	人規15-15第4条第1項第3号				
	出勤困難	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第4号				
	退勤途上	必要と認められる期間	有	人規15-15第4条第1項第5号				
	忌引	親族別日数(遠隔地に赴く場合は往復に要する日数を加えた日数)以内	有	人規15-15第4条第1項第6号				
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲内の期間	有	人規15-15第4条第1項第7号				
	夏季	7月~9月の間で連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く)	有	人規15-15第4条第1項第8号				
	不妊治療	5日以内(体外受精、顕微授精に係るものである場合は10日以内)	有	人規15-15第4条第1項第9号				
	産前	6週間(多胎妊娠は14週間)予定日以後出産の日までの期間を含む	有	人規15-15第4条第1項第10号	産前		6週間(多胎妊娠は14週間)以内 予定日以後出産の日までの期間を含む。	労基法第65条第1項
	産後	8週間	有	人規15-15第4条第1項第11号	産後		8週間	労基法第65条第2項
	配偶者出産	妻の出産に係る入院から出産後2週間において2日以内	有	人規15-15第4条第1項第12号				
	育児参加休暇	妻の出産予定日6週間前から出産後1年において5日以内	有	人規15-15第4条第1項第13号				
	保育時間	1日2回各30分以内 生後1年に達しない子の保育	無	人規15-15第4条第2項第1号	育児時間		1日2回各々少なくとも30分 生後1年に達しない子の保育	労基法第67条
	子の看護(小学校就学前)	5日以内(1年度) (子が2人以上の場合には10日)	無	人規15-15第4条第2項第2号	子の看護(小学校就学前)		5日以内(1年) (子が2人以上の場合には10日)	育児・介護休業法第61条第11項
	短期介護	5日以内(1年度) (要介護者が2人以上の場合には10日)	無	人規15-15第4条第2項第3号	介護休暇		5日以内(1年) (要介護者が2人以上の場合には10日)	育児・介護休業法第61条第16項
	介護休暇	通算93日以内 (3回まで分割可)	無	人規15-15第4条第2項第4号	介護休業		通算93日以内 (3回まで分割可)	育児・介護休業法第61条第6項
	介護時間	連続する3年以内 (1日2時間まで)	無	人規15-15第4条第2項第5号	介護時間		連続する3年以内 (1日2時間まで)	育児・介護休業法第61条第32項
	生理日の就業困難	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第6号	生理日の就業困難		生理日(就業が著しく困難な場合)	労基法第68条
妊産疾病	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第7号	妊産等による障害		保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置	男女雇用機会均等法第13条	
公務上の傷病	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第8号					
私傷病	勤務日数に応じて、10日の範囲内の期間(1年度)	無	人規15-15第4条第2項第9号					
骨髄等ドナー	必要と認められる期間	無	人規15-15第4条第2項第10号					
主な職務専念義務免除	妊産婦の健康診査及び保健指導	1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間(回数制限あり)	有	人規10-7第5条	妊産婦の健康診査及び保健指導		母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間	男女雇用機会均等法第12条
	妊産婦の休息・補食	勤務の間、適宜休息・補食するために必要とされる時間	有	人規10-7第6条第2項	妊産婦の休息・補食		保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置	男女雇用機会均等法第13条
	妊娠中の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間	有	人規10-7第7条	妊娠中の通勤緩和			男女雇用機会均等法第13条